

背景

事業者が公正取引委員会の事件調査に協力するインセンティブを高めることにより、効率的かつ効果的な事件の真相解明、違反行為の排除、抑止を図るため、課徴金減免申請の順位に応じた減免率に加え、**事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を適用する制度（調査協力減算制度）の導入**

【令和元年独占禁止法改正法（令和元年法律第45号・令和元年6月公布）】

調査開始	申請順位	課徴金減免制度	調査協力減算制度
前	1位	全額免除	+最大40%
	2位	50%→20%	
	3～5位	30%→10%	
	6位以下	なし→5%	
後	最大3社 (調査開始日前を含め 最大5社まで)	30%→10%	+最大20%
	上記以下	なし→5%	

規則及び運用指針の施行日

令和2年12月25日（金）

規則のポイント

- 協議の申出期限は、減免申請を行った旨の通知（5項通知）を受けた日から起算して10開庁日を経過する日まで
- 事件の真相の解明に資する事項として八つ規定（違反行為の対象となった商品又は役務・違反行為の態様・違反行為の参加者等）
- 減免申請の方法をファクシミリから、**電子メールに変更**

電子メールの送信先：**genmen-2020●jftc.go.jp**

（迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「●」としています。）

（電子メールを送信する際には、「@」（半角）に置き換えてください。）

→詳細は別添参照

- その他必要な規定の整備

調査協力減算制度に係る規則及び運用方針の概要

運用指針のポイント

【協議・合意】

- 協議において、公正取引委員会からの追加報告等の求めに応じることを必ず説明内容に盛り込まなければならない
- 公正取引委員会からの追加報告等の求めに応じて把握した事実等も、新たな事実等の把握として評価し得る
- 特定割合についての合意と、上限及び下限についての合意があるが、公正取引委員会は、通常、上限及び下限についての合意の求めを行う

【評価方法】

- 事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ（＊）、事業者が行った報告等の内容が、
 - ①具体的かつ詳細であるか否か
 - ②「事件の真相の解明に資する」事項について網羅的か否か
 - ③当該事業者が提出した資料により裏付けられているか否かの要素を考慮する。

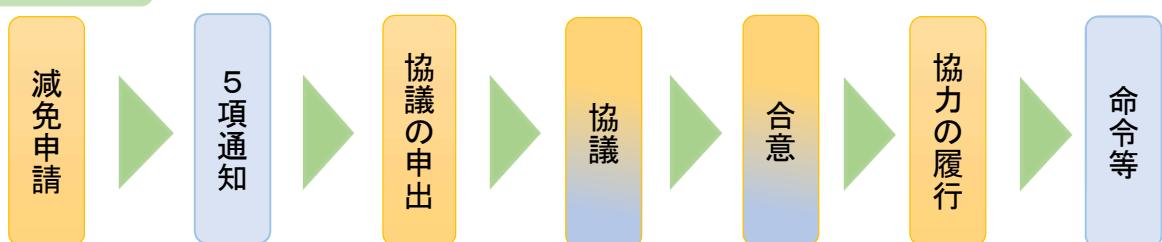
（＊）例えば、調査対象の事件の事実認定において必要となる事件の真相の解明に資する事項について、他の事業者等から収集した事実等から判断した報告等事業者の違反行為への関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否かを踏まえることとなる。

【減算率】

- 上記①～③の考慮要素を満たす数に応じて、減算率を決定する。

調査開始日前	調査開始日以後	事件の真相の解明に資する程度
40%	20%	高い（全ての要素を満たす）
20%	10%	中程度である（二つの要素を満たす）
10%	5%	低い（一つの要素を満たす）

手続の流れ



調査期間を通じて、公正取引委員会は事業者との密接なコミュニケーションを行う。

令和2年12月25日から

別添

課徴金減免制度の申請方法が 変更になります！



FAX → 電子メール

令和2年12月25日から、課徴金の減免申請の方法（様式1号及び様式3号の提出方法）が、ファクシミリから電子メールに変更されます。ファクシミリによる申請は受け付けられませんので御注意ください。

電子メールの送付先：

genmen-2020●jftc.go.jp

（迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「●」としています。
電子メールを送信する際には、「@」（半角）に置き換えてください。）

＜御注意ください！＞

メールシステムの設定等によっては、公正取引委員会に電子メールが到達するまでに時間要する場合又は届かない場合があります。また、電子メールにウイルスが含まれている場合には、公正取引委員会は当該電子メールを受信できません。



電子メールを送信した際には、課徴金減免管理官に対して受信の有無を電話で問い合わせることをお勧めします。

新しい課徴金減免制度の申請方法に関するお問い合わせ先：

公正取引委員会事務総局審査局課徴金減免管理官

電話 03-3581-2100（直通）

詳しくはウェブサイトを御覧ください！

裏面も御覧ください



公取 新しい課徴金減免制度



新しい課徴金減免制度の申請方法における留意事項



課徴金の減免申請の順位が判断される時点

- 課徴金の減免申請の順位は、公正取引委員会のサーバに電子メールが記録された順番で決まります。何らかのトラブルにより課徴金の減免申請を行った事業者からの電子メールが届かなかった場合には、課徴金の減免申請を行ったことにはなりませんので御注意ください。
- そのため、電子メールを送信した際には、課徴金減免管理官に対して受信の有無を電話で問い合わせることをお勧めします。

電子メールを分割して送信した場合の順位が判断される時点

- 課徴金の減免申請の報告書を複数の電子メールに分割して送信する場合には、電子メールの全てが公正取引委員会のサーバに記録された時点で、当該報告書が提出されたとみなされます。

パスワードを付けた場合の順位が判断される時点

- 課徴金の減免申請の報告書にパスワードを付けた場合には、課徴金の減免申請の報告書が添付された電子メール及びパスワードの情報に係る電子メールの全てが公正取引委員会のサーバに記録された時点で、当該報告書が提出されたとみなされます。
- パスワードの情報も、必ず電子メールで送付してください。

開庁時間外の申請

- 開庁時間外（平日9:30～18:15以外の時間、土日祝日）に課徴金の減免申請を行うことが見込まれる場合で、開庁時間外に受信確認を希望される方は、まずは開庁時間内に課徴金減免管理官に御相談ください。
- 御相談いただいた場合には、開庁時間外でも電子メールの受信確認をいたします。ただし、申請内容の是非については開庁時間内での対応になります。